

依頼者は、一般社団法人武蔵野市観光機構（以下「当団体」という。）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当を明確にするよう努めるものとします。
- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。
- 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体はロケ支援を実行しないことがあります。
- 依頼者は、当団体の求めがある場合は、登記事項証明書、会社印鑑証明書、その他当団体が必要と判断する資料の提出をするものとします。また、提出した資料に変更が生じた場合は、依頼者は遅滞なく当団体に変更事項を報告するものとします。

2. コーディネート料

- 依頼者は、当団体の定めるコーディネート料についての説明を受け、それに同意した上で、当団体にコーディネート料を依頼するものとします。
- 依頼者は、当団体からコーディネート料の請求を受けた場合は、遅滞なく、コーディネート料を支払うものとします。なお、コーディネート料の支払は、当団体が指示する方法により支払うものとします。

2. 事故等の防止

- 依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3. 保険

- 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象と

する損害保険に加入するものとします。

4. 現地における調整

- 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
- 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- 依頼者は、撮影等の現場で、一般の歩行者、自転車、車両等の通行の妨げとなることが想定される撮影現場において、常時交通誘導ができるスタッフを合理的に必要とされる人数配置するものとする。
- 撮影等の現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合についても、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5. 第三者との関係

- 依頼者は、当団体が紹介した参加者等についてその送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- 依頼者は、当団体から撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく当団体

に報告するものとします。

- 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします

6. 原状回復等

- 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

7. ロケ支援の実行

- 当団体は、依頼者から提供された資料をもとに企画審査を行い、ロケ支援の可否を決定します。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

8. ロケ支援の中止等

- 依頼者は、公共の必要性や非常事態の発生、天災、法律上の制限、労働争議、停電、ロケ中の第三者とのトラブルの発生、その他のやむを得ない事由が生じた場合、当団体がロケ支援を中止、中断あるいは日時の変更をする場合があることをあらかじめ承諾します。

9. ロケ支援の解除

- 次の各号の一に該当する事由が発生したときには、当団体は催告しないで、依頼者との間のロケ支援契約（以下「本契約」という。）を解除することができます。
 - a. 依頼者が費用の支払いを怠ったとき
 - b. 依頼者が当団体に対して背信的行為を行ったとき
 - c. 当団体が、ロケを継続することが困難と判断する事由が発生したとき
 - d. 依頼者が、本同意条項に違反したとき

10. 反社会的勢力の排除

- 依頼者は、次の各号の事項を確約します。なお、本項に反する行為が判明した場合は、当団体は、何ら催告を要せずして、本契約を解除すること

ができるものとします。

- a. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはそれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- b. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- c. 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
- d. 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

10. 免責

- 当団体は、依頼者又は第三者が撮影等に関しても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。

11. 広報

- 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトへの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12. 要請事項

- 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c. 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。
 - e. 作品ポスター、サインその他グッズ等を当団体に提供すること。

以上